

注釈を付したクラス及びサブクラスの一覧表

一般的注意

- (a) クラス及びサブクラスの表題は、物品が属する領域についての一般的な表示を提供する。しかしながら、一部の物品は、そのような表題の1以上によってカバーされる可能性がある。従って、様々な物品の分類を確実にするためにはアルファベット順の一覧表を参照することが望ましい。
- (b) あるクラスに関する注は、それらの注に係わるサブクラスの中で繰り返されている。従って、サブクラスそのものに関する注と同時に、それらの注を参照することが望ましい。
- (c) 他の製品の一部を構成することを意図する物品について特別な分類が用意されていない場合には、それらの物品は、それらの物品が通常は別の目的のために利用することができない場合には、それらの物品がその一部を構成することを意図する製品と同一のクラス及びサブクラスに分類される。
- (d) 多目的の合成品である物品は、多目的の合成家具を除き、意図する目的の各々に符合するすべてのクラス及びサブクラスに分類される。
- (e) 原則として、物品は最初にその目的に従って分類され、次いで可能であれば、補助的に、その物品が想定する物品に従って分類される。この後者の分類は選択的である。

類別の表

第 1 類	食料品
第 2 類	衣料品及び裁縫用小物
第 3 類	旅行用具, ケース, 日傘及び他に該当しない身の回り品
第 4 類	ブラシ製品
第 5 類	紡績用繊維, 人工及び天然のシート材料
第 6 類	室内用品
第 7 類	家庭用品, 他で明記されていないもの
第 8 類	工具及び金物類
第 9 類	物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器
第 10 類	時計, 携帯型時計及びその他の計測機器, 検査機器及び信号機器
第 11 類	装飾用品
第 12 類	輸送又は昇降の手段
第 13 類	電気の生産, 供給又は変流のための機器
第 14 類	記録, 電気通信又はデータ処理用の機器
第 15 類	機械, 他で明記されていないもの
第 16 類	写真撮影用, 映画撮影用及び光学用機器
第 17 類	楽器
第 18 類	印刷機及び事務用機械
第 19 類	文房具及び事務機器, 美術材料及び教材
第 20 類	販売及び広告機器, サイン
第 21 類	遊戯用具, 玩具, テント及び運動用品
第 22 類	武器, 火工品, 狩猟, 釣り及び害虫駆除のための物品
第 23 類	流体供給機器, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料
第 24 類	医療用及び実験用器具
第 25 類	建築用ユニット及び建築部材
第 26 類	照明用機器

ロカルノ分類 (第 15 版) – 類別の一覧表

第 27 類	たばこ及び喫煙用の供給品
第 28 類	医薬品及び化粧品，洗面室用品及び設備
第 29 類	防火用，事故防止用及び救命用器具及び設備
第 30 類	動物の世話及び飼育用の物品
第 31 類	飲食物を調理するための機械及び器具，他で明記されていないもの
第 32 類	グラフィックシンボル及びロゴ，表面模様，装飾，内装及び外装の配置

注釈を付した類別及び小類別の一覧表

第 1 類

食料品

- 注: a. 人用の食料品, 飼料及び栄養食品を含む。
b. 包装用容器(第 9 類)を含まない。

- 01-01 ベーカリー製品, ビスケット, ペーストリー, パスタ及びその他の穀物加工品, チョコレート, 菓子, 氷菓
- 01-02 果物, 野菜及びそれらの加工品
- 01-03 チーズ, バター及びバター代用品, その他の乳製品
- 01-04 肉 (豚肉製品を含む), 魚
- 01-05 豆腐及び豆腐製品
- 01-06 飼料
- 01-99 その他

第 2 類

衣料品及び裁縫用小物

- 注: 人形用の衣料品(21-01), 防火用, 事故防止用及び救助用の特別な器具 (第 29 類), 並びに動物用の衣料品(30-01)は含まない。

- 02-01 下着, 婦人用下着, コルセット, ブラジャー, 寝巻

- 注: a. 矯正用コルセット及びリネン肌着を含む。
b. 家庭用リネン製品(06-13)は含まない。

- 02-02 衣類

- 注: a. 下記(b)に明示された例外に従い, 毛皮, 水着, 運動用衣類及び矯正用衣類を含むあらゆる種類の衣類を含む。
b. 下着(02-01), 又は 02-03, 02-04, 02-05 若しくは 02-06 に分類される衣類は含まない。

- 02-03 帽子

- 注: 男性, 女性及び子供用の全ての種類の帽子を含む。

- 02-04 履物, 靴下及びストッキング

注: フットボール, スキー及び登山のような運動用の特殊ブーツ, 矯正用の靴類及び靴下並びにタイツ, ゲートル及びその他の脚用衣類を含む。

02-05 ネクタイ, スカーフ, ネッカチーフ及びハンカチ

注: 全ての「扁平な」衣類付属品を含む。

02-06 手袋

注: 外科用手袋及び家庭用又は様々な職業若しくは運動用のゴム製又はプラスチック製の保護手袋を含む。

02-07 裁縫用小物及び衣類付属品

注: a. ボタン, 衣服用, 帽子用及び履物用の留め金, レース, ピン, 手縫製, 編み物及び刺繍道具並びにベルト, ガーターベルト用ストラップ, ズボン吊りのような衣類付属品を含む。
b. 編み糸及びその他の縫い糸 (05-01), 装飾品(05-04), 縫製, 編み用及び刺繍用機械 (15-06), 裁縫キット(容器) (03-01)は含まない。

02-99 その他

第 3 類

旅行用具, ケース, 日傘及び他に該当しない身の回り品

03-01 トランク, スーツケース, 書類かばん, ハンドバッグ, キーホルダー, 収容物に合うように特別に設計されたケース, 財布及びこれらに類する物品

注: 商品輸送用の物品(第 9 類)や葉巻たばこ用容器, 紙巻たばこ用容器(27-06)は含まない。

03-02 [空欄]

03-03 雨傘, 日傘, 日よけ及びつえ

03-04 扇子

03-05 乳児及び子供の運搬及び歩行用器具

注: 第 6 類及び第 12 類の子守帯は含まない。

03-99 その他

第 4 類

ブラシ製品

04-01 清掃用ブラシ及びほうき

注: 衣類用ブラシ (04-02)を含まない。

04-02 化粧用ブラシ, 衣類用ブラシ及び靴用ブラシ

注: a. 「化粧用ブラシ」とは, 例えば髪, 爪又は歯等の身体用のブラシを意味する。
b. 電気歯ブラシ[電気製品](28-03)は含まない。

04-03 機械用ブラシ

注: 「機械用ブラシ」とは, 機械又は特殊な車両に搭載されたブラシを意味する。

04-04 絵筆, 調理用ブラシ

04-99 その他

第 5 類

紡績用繊維, 人工及び天然のシート材料

注: a. 長尺で販売され, 既製品でない全ての繊維製品又はこれに類する物品を含む
b. 既製品 (第 2 類又は第 6 類)は含まない。

05-01 紡績した物品

注: a. 編み糸及び縫い糸を含む。
b. 例えば, 綱, ワイヤロープ, ひも, より糸(09-06)は含まない。

05-02 レース

05-03 刺しゅう布

05-04 リボン, 組ひも及びその他の装飾用縁飾り

05-05 織物類

注: 織る, 編む又はその他の方法で製造された織物類, 防水シート, フェルト及びローデンを含む。

05-06 人工又は天然のシート材料

- 注: a. 特徴がその表面の装飾のみ又はその質感のみであるシートを含む。下記**(b)**に明示された例外に従い、特に、壁紙、リノリウム製敷物、粘着性プラスチックシート、包装紙及びペーパーロールなどのカバーシートを含む。
- b. 筆記用紙は、ロール巻きのもの**(19-01)**も含まず、また、壁パネル及び羽目板**(25-01)**のような建築用として利用されるシートは含まない。

05-99 その他

第 6 類

室内用品

- 注: a. 複数の小類に含まれる構成要素を組み込んでいる複合家具は、**06-05** に分類される。
- b. 組家具は、それが一つのデザインと見なしうる限りにおいて、**06-05** に分類される。
- c. 紡績製品 (第 5 類)は含まない。

06-01 腰掛け

- 注: a. 長いす、カウチ、寝いす (ソファ)、足のせ用ソファ、サウナ及びソファの長いすなど、横たわるのにふさわしい全ての腰掛けを含む。
- b. 車両用の座席を含む。

06-02 ベッド

- 注: a. マットレス用の支持具を含む。
- b. 長いす、カウチ、寝いす (ソファ)、足のせ用ソファ、サウナ及びソファの長いすなど、横たわるのにふさわしい腰掛け**(06-01)**は含まない。

06-03 テーブル及び類する家具

- 注: ゲーム用**(21-01)**又はスポーツ用**(21-02)**テーブルは含まない。

06-04 収納用家具

- 注: a. 食器戸棚、引出し又は仕切りの付いた家具及び棚を含む。
- b. 棺、棺の裏地及び火葬用の骨つぼを含む。

06-05 複合家具

06-06 その他の家具及び家具用部品

06-07 鏡及び額縁

注: 他の類に含まれる鏡は含まない(アルファベット順一覧表を参照すること)。

06-08 衣類用ハンガー

06-09 マットレス及びクッション

06-10 カーテン及び室内用日よけ

06-11 じゅうたん, マット及びラグ

06-12 つづれ織物

06-13 毛布及びその他の掛け布, 家庭用リネン製品

注: 家具カバー, ベッドカバー及びテーブルカバーを含む。

06-99 その他

第 7 類

家庭用品, 他で明記されていないもの

注: a. モーターで駆動されるものであっても, 手で扱う家庭用器具及び用具を含む。
b. 飲食物を調理するための機械及び器具(第 31 類)は含まない。

07-01 磁器, ガラス製品, 皿及び類するその他の物品

注: a. 全ての素材の皿及び陶磁器。特に, 紙製及び厚紙製の皿を含む。
b. ガラス製及び陶器製ポットのような調理器具及び容器(07-02)や, 花瓶, 植木鉢及び単に装飾用品としての磁器製品及びガラス製品(11-02)は含まない。

07-02 調理用機械器具, 用具及び容器

07-03 テーブルカトラリー

07-04 飲食物を調理するための手で扱う器具及び用具

注 a. 07-02 及び第 31 類に分類される器具及び用具は含まない。
b. 包丁, 肉の骨を抜くためのナイフ(08-03)は含まない。

07-05 アイロン, 洗浄, 清掃及び乾燥用の機器

注: 洗濯, 清掃及び乾燥用の電気家庭設備(15-05)は含まない。

07-06 その他の台所及び食卓用具

- 07-07 その他の家庭用容器
- 07-08 暖炉用器具
- 07-09 家庭用器具及び用具用スタンド及びホルダー
- 07-10 冷却及び冷凍器具並びに保温容器
- 07-99 その他

第 8 類

工具及び金物類

- 注:
- a. 機械動力が腕力に代わるものであったとしても、手で扱う工具、例えば電動のこぎり及び電動ドリルを含む。
 - b. 機械や工作機械(第 15 類又は第 31 類)は含まない。

- 08-01 穴あけ、フライス削り又は掘削のための工具及び器具
- 08-02 ハンマー及びその他の類する工具及び器具
- 08-03 切削工具及び器具

- 注:
- a. のこぎり用の工具及び器具を含む。
 - b. テーブルナイフ(07-03)、台所用刃工具及び器具(第 31 類)又は外科で使用されるナイフ(24-02)は含まない。

- 08-04 ドライバー、スパナ、レンチ及びそれらの付属品
- 08-05 その他の工具及び器具

- 注:
- a. 他の小類又は類に分類できず、どこにも属さない工具を含む。
 - b. 研磨機械用研磨ブロック及び研磨ディスクを含む。
 - c. 紙やすり(05-06)は含まない。

- 08-06 取手、ノブ及びちょうつがい
- 08-07 施錠又は閉鎖具

- 注: バックル[裁縫](02-07)及びキーリング(03-01)は含まない。

- 08-08 他の類に含まれない締め具、支持具、据え付け具

- 注:
- a. くぎ、ねじ、ナット及びボルトを含む。
 - b. 衣類用(02-07)、装飾用(11-01)又は事務用締め具(19-02)は含まない。

- 08-09 他の類又は小類に含まれないドア用、窓用及び家具用の取付け及び固定金具及び類する物品
- 08-10 自転車及び自動二輪車用ラック
- 注: a. 修理台又は駐輪用スタンドを含む。
b. 自転車の部品である跳ね上げ式スタンド(12-11)は含まない。
- 08-11 カーテン用金具
- 08-99 その他
- 注: 非電気ケーブル（原材料は問わない）を含む。

第 9 類

物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器

- 09-01 瓶，フラスコ，つぼ，ガラス瓶及び加圧式容器
- 注: a. 「つぼ」とは，容器として機能するものを意味する。
b. 陶磁器としてのつぼ(07-01)，又は植木鉢(11-02)は含まない。
- 09-02 格納缶，ドラム及びたる
- 09-03 箱，ケース，容器及び缶
- 注: 貨物用容器を含む。
- 09-04 ふた付きかご，木箱及びかご
- 09-05 バッグ，におい袋，チューブ及びカプセル
- 注: a. 取手や閉塞具の有無を問わないプラスチック製のバッグ又はにおい袋を含む。
b. 「カプセル」とは，包装のために利用されるものを意味する。
- 09-06 網及び輪状の材料
- 09-07 閉塞具及び付属品
- 注: a. 包装用の閉塞具のみを含む。
b. 「付属品」とは，例えば，容器に組み込まれた供給機器，取り外し可能な噴霧器具を意味する。
- 09-08 フォークリフト用のパレット及びプラットフォーム
- 09-09 くず及びごみ容器及びそのスタンド

09-10 包装用容器及び容器の運搬又は取扱い用取手及びグリップ

09-99 その他

第 10 類

時計、携帯型時計及びその他の計測機器、検査機器及び信号機器

注: 電動機器を含む。

10-01 時計及び目覚まし時計

10-02 携帯型時計及び腕時計

10-03 その他の計時機器

注: パーキングメーター、台所用タイマーのような計時機器、及び類する計時機器を含む。

10-04 その他の計測機器

注: a. 温度、圧力、重量、長さ、容積及び電流を測るための機器を含む。
b. 露出計 (16-05)は含まない。
c. 特殊な医療用の計測機器 (24-02)は含まない。

10-05 検査、安全又は試験のための機器

注: a. 火災用及び盗難用警報器並びに様々な様式の検知機器を含む。
b. 特殊な医療用の試験機器 (24-01)は含まない。

10-06 信号機器

注: 車両用の照明機器及び信号機器(26-06)は含まない。

10-07 計測、検査及び信号に用いられる機器の筐体、ケース、文字盤、針及びその他の全ての部品及び付属品

注: 「筐体」とは、携帯型時計及び時計の筐体のことを指し、またそのメカニズムを保護する機器にとって不可欠な部分である全ての筐体を意味する。ただし、それらの内容物(03-01)又は包装(09-03)のために特別に設計されたケースを除く。

10-99 その他

第 11 類

装飾用品

11-01 宝飾品

- 注:
- a. 装飾的及び模造の宝飾品を含む。
 - b. 携帯型時計(10-02)は含まない。

11-02 装飾用小物，テーブル用，暖炉柵用及び壁面用装飾品，花瓶及びつぼ

- 注: 彫刻，モビール及び彫像を含む。

11-03 メダル及びバッジ

11-04 造花，果物及び植物の模造品

11-05 旗，祝祭用装飾品

- 注:
- a. 花輪，飾りリボン及びクリスマスツリー用装飾品を含む。
 - b. ろうそく(26-04)は含まない。

11-99 その他

第 12 類

輸送又は昇降の手段

- 注:
- a. 陸，海，空，宇宙及びその他の全ての乗物を含む。
 - b. 乗物と関連してのみ存在し，他の類に分類することができない部品，構成部品及び付属品を含む。これらの乗物の部品，構成部品及び付属品は，当該乗物の小類に分類するか，又は様々な小類に含まれる複数の乗物に共通する場合には，12-16 に分類する。
 - c. 原則として，他の類に分類することができる乗物の部品，構成部品及び付属品は含まない。これらの部品，構成部品及び付属品は同一のタイプの物品と同じ類に分類する。言い換えれば，同一の機能を有した物品と同じ類に分類する。従って，自動車用のじゅうたん又はマットは，じゅうたん(06-11)に分類する。乗物用の電動モーターは 13-01 に，また，乗り物用の非電動モーターは 15-01 に分類する（同じことが当該モーターの構成部品に当てはまる）。自動車用のヘッドライトは照明器具(26-06)に分類する。
 - d. 乗物の縮小模型(21-01)は含まない。

12-01 動物によって引かれる荷車

12-02 手車, 手押車

12-03 機関車及び鉄道車両並びにその他の全ての鉄道車両

12-04 空中ケーブル運搬機, いすリフト及びスキーリフト

12-05 積込み用, 又は運搬用のエレベーター及び巻上機

注: 乗客用リフト, 貨物用リフト, クレーン, フォークリフトトラック及びコンベヤベルトを含む。

12-06 船舶及びボート

12-07 航空機及び宇宙船

12-08 乗用自動車, バス及び貨物自動車

注: 救急車及び冷蔵車を含む。

12-09 トラクター

12-10 道路走行車両トレーラー

注: 移動式住宅を含む。

12-11 自転車及び自動二輪車

12-12 乳母車, 車いす, 担架

注: a. 「乳母車」は, 乳幼児用の手押車を意味する。
b. 乳母車おもちゃ(21-01)は含まない。

12-13 特殊車両

注: a. 道路清掃車, 散水車, 消防車, 除雪車及びレッカー車など, 特に輸送を目的とするものではない車両のみを含む。
b. 多目的の農業用機械(15-03), 又は建設用及び土木において利用される自走式機械(15-04)は含まない。

12-14 その他の車両

注: そり及びエアクッション艇を含む。

12-15 車両用のタイヤ及びすべり止め用タイヤチェーン

12-16 車両用の部品, 機器及び付属品で, 他の類又は小類に含まれないもの

注: a. 車両座席用の安全ベルト(29-02), 車両用のドアハンドル(08-06)は含まない。

- b. 電気機関車又は路面電車用のパンタグラフ (13-03) は含まない。

12-17 鉄道基盤構成部品

注: 鉄道用レール及び枕木 (25-01), 鉄道ターミナル用緩衝器(25-99)及び鉄道信号台(10-06)は含まない。

12-99 その他

第 13 類

電気の生産, 供給又は変流のための機器

注: a. 電流を発生させ, 供給し, 変流する機器のみを含む。
b. 一方, 電動機を含む。
c. 電気時計(10-02), 又は電流測定用機器(10-04)のような電動機器は含まない。

13-01 発電機及び電動機

注: 車両用の電動機を含む。

13-02 電力変圧器, 整流器, 電池及び蓄電池

13-03 電力の供給又は制御のための機器

注: 導線, スイッチ及び配電盤を含む。

13-04 太陽光機器

注: 太陽熱集熱器(23-03)は含まない。

13-99 その他

第 14 類

記録, 電気通信又はデータ処理用の機器

14-01 音声又は映像の記録又は複製用の機器

注: 写真用又は映画用機器(第 16 類)は含まない。

14-02 自動データ処理機器及び周辺機器

14-03 電気通信機器, 無線遠隔制御機器及び無線増幅器

注: 無線機だけでなく, 電話及びテレビジョン受信機も含む。

14-04 グラフィカルユーザーインターフェース及びアイコン

注: 他の類に属する物品のためのものを含む。

14-05 記録及びデータ記憶媒体

14-06 電子機器用ホルダー, スタンド及び支持具, 他の類に含まれないもの

14-99 その他

第 15 類

機械, 他で明記されていないもの

15-01 エンジン

注: a. 車両用の非電動エンジンを含む。
b. 電動機(第 13 類)は含まない。

15-02 ポンプ及び圧縮機

注: 手押しポンプ又は足踏みポンプ(08-05), 若しくは消火ポンプ(29-01)は含まない。

15-03 農業用及び林業用機械

注: a. すき及び複合機械を含む, すなわち, 機械と乗物の双方, 例えば自動刈り取り機を含む。
b. 手持ち工具(第 8 類)は含まない。

15-04 建設及び採掘機械

注: a. 土木において利用される機械及び掘削機, コンクリートミキサー及び浚渫機のような自走式機械を含む。
b. 昇降機及びクレーン(12-05)は含まない。

15-05 洗浄, 清掃及び乾燥用の機械

注: a. アイロン機械及び絞り機のような, リネン製品及び衣料品を扱うための機器及び機械を含む。
b. 食器洗浄機及び工業用乾燥機を含む。

15-06 紡績用繊維, 裁縫用, 編み用及び刺しゅう用の機械並びにそれらに不可欠な部品

15-07 冷蔵機械及び機器

注: a. 家庭用冷蔵機器を含む。

- b. 冷蔵貨物車（鉄道用）(12-03)又は冷蔵自動車（道路用）(12-08)は含まない。

15-08 [空欄]

15-09 工作機械，研磨機及び鑄造機

注: 3D プリンターを含む。

15-10 袋詰め，梱包又は包装用機械

15-99 その他

第 16 類

写真撮影用，映画撮影用及び光学用機器

注: 写真撮影用又は映画撮影用の照明器具(26-05)は含まない。

16-01 写真撮影用及び映画撮影用カメラ

16-02 映写機及びビューアー

16-03 複写機及び引伸機

注: 写真処理（特に，熱処理又は磁器処理）以外を利用する「複写」機器として知られる事務用機器と同様，マイクロフィルムへの記録機器及びマイクロフィルムを見るための機器を含む。

16-04 現像器具及び機器

16-05 写真撮影及び映画撮影用機器の付属品

注: 写真カメラ用フィルター，露出計，三脚及びフラッシュ器具を含む。

16-06 光学用品

- 注:
- a. 光学用眼鏡及び顕微鏡を含む。
 - b. 光学機器を搭載した測定機器(10-04)は含まない。

16-99 その他

第 17 類

楽器

注: 楽器用のケース(03-01)又は録音若しくは再生のための機器(14-01)は含まない。

17-01 けん盤楽器

注: 電子オルガン及びその他のオルガン, アコーディオン及び機械式ピアノ並びにその他のピアノを含む。

17-02 管楽器

注: オルガン, 足踏み式オルガン及びアコーディオン(17-01)は含まない。

17-03 弦楽器

17-04 打楽器

17-05 機械式演奏楽器

注: a. オルゴールを含む。
b. 機械式けん盤楽器(17-01)は含まない。

17-99 その他

第 18 類

印刷機及び事務用機械

18-01 タイプライター及び計算機

注: 14-02 に分類されるコンピューター及びその他の機器は含まない。

18-02 印刷機

注: a. 宛名印刷機, 郵便料金スタンプ押し機及び消印押し機と同様に, 自動植字機, ステロ版印刷機械及び機器, 活版印刷機及びに謄写機及びオフセット機器のような, その他の複写機を含む。
b. コンピューター用プリンター(14-02)及び複写機(16-03)は含まない。

18-03 タイプ及びタイプフェイス

18-04 製本用機械, 印刷機のステーブル打ち具, 断裁機及びトリマー (製本用)

注: 断裁機及びトリマーに類する紙切断用の機械及び機器を含む。

18-99 その他

第 19 類

文房具及び事務機器，美術材料及び教材

19-01 筆記用紙，通信及び通知用のカード

注： 透写紙，カーボン紙，新聞印刷用紙，封筒，挨拶状及びイラスト付ポストカード（録音付きのものも可）のような，筆記，製図，絵画又は印刷に用いられるもので，その用語の最も広義な解釈において全ての紙を含む。

19-02 事務用機器

注： a. 貨幣選別機のような，レジで利用される機器を含む。
b. いくつかの事務用機器は他の小類又は類に分類される，例えば，事務用家具は第 6 類，事務用機械及び機器は 14-02，16-03，18-01，18-02 又は 18-04，筆記用具は 19-01 又は 19-06 に分類される（アルファベット順の一覧表参照）。

19-03 カレンダー

注： 日記帳(19-04)は含まない。

19-04 書籍及び類する外観を持つその他のもの

注： 書籍カバー，装丁，アルバム，日記帳及び類するものを含む。

19-05 [空欄]

19-06 手書き，製図，絵画，彫刻，銅版面及びその他の美術技法のための材料及び用具

注： 絵筆(04-04)，製図机及び付属用具(06-03)，又は筆記用紙(19-01)は含まない。

19-07 教材及び教育機器

注： a. 全ての種類の地図，地球儀及びプラネタリウムを含む。
b. 視聴覚補助教材(14-01)は含まない。

19-08 その他の印刷物

注： 印刷された広告物を含む。

19-99 その他

第 20 類

販売及び広告機器，サイン

20-01 自動販売機

20-02 陳列及び販売機器

注: 家具(第 6 類)は含まない。

20-03 サイン，看板及び広告機器

注: a. 発光広告機器及び可動広告機器を含む。
b. 包装用容器(第 9 類)，又は信号用機器(10-06)は含まない。

20-99 その他

第 21 類

遊戯用具，玩具，テント及び運動用品

21-01 遊戯用具及び玩具

注: a. 縮尺模型を含む。
b. 動物用の玩具(30-99)は含まない。

21-02 体操及び運動器具及び機器

注: a. 様々な運動を行う際に必要な運動器具及び機器及びフットボール，スキー及びテニスラケットのような，他の特定の目的を持たない運動機器及び器具を含み，他の機能によって他の類及び小類に分類される全ての他の運動用具(例えば，カヌー，ボート(12-06)，空気銃(22-01)，運動用マット(06-11))は含まない。
b. 上記 a. の記載を留保することを条件とし，訓練用の機器及び器具及び屋外遊戯のために必要な機器を含む。
c. 運動用衣料品(第 2 類)，トボガンそり又はそり(12-14)は含まない。

21-03 その他の遊戯及び娯楽用品

注: a. 回転木馬及び賭博ゲーム用の自動機械を含む。
b. ゲーム及び玩具(21-01)，21-01 又は 21-02 に分類すべきその他の物品は含まない。

21-04 テント及びその付属品

注: a. ポール, くいその他の類する物品を含む。
b. いす (06-01), テーブル (06-03), プレート (07-01), 移動式住宅 (12-10) のような, その性質に従って他の類に分類する。その他のキャンプ用品は含まない。

21-99 その他

第 22 類

武器, 火工品, 狩猟, 釣り及び害虫駆除のための物品

22-01 発射体

22-02 その他の武器

22-03 鉄砲弾, ロケット及び火工品

22-04 標的及び付属品

注: 可動標的を動かすための特別な機器を含む。

22-05 狩猟及び釣りの機器

注: 衣料品(第 2 類), 又は武器(22-01 又は 22-02)の物品は含まない。

22-06 わな, 害虫駆除のための物品

22-99 その他

第 23 類

流体供給機器, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料

23-01 流体供給機器

注: 管及び管取付け具を含む。

23-02 [空欄]

23-03 加熱機器

23-04 換気及び空調機器

23-05 固体燃料

23-06 身体衛生用器具

23-07 排尿及び排使用機器

23-08 他の類又は小類に含まれないその他の衛生機器及び付属品

23-99 その他

第 24 類

医療用及び実験用器具

注: 「医療用機械器具」という用語には、外科用、歯科用及び獣医科用の機械器具も含まれる。

24-01 医療用及び実験用の機器及び器具

注: a. 固定された医療用の機器及び器具を含む。
b. 手で扱う機器及び器具(24-02)は含まない。

24-02 医療用及び実験用の手で扱う機器及び道具

注: 手で扱う機器のみを含む。

24-03 人工装具

24-04 傷の被覆、看護及び治療のための材料

注: 吸収性のある包帯を含む。

24-05 歩行補助具

注: つえ(03-03)は含まない。

24-99 その他

第 25 類

建築用ユニット及び建築部材

25-01 建築材料

注: レンガ、梁、あらかじめ成形された細長片、タイル、スレート及びパネルを含む。

25-02 プレハブ又はあらかじめ組立てられた建築部品

注: a. 窓、ドア、屋外シャッター、仕切り壁及び格子を含む。
b. 階段(25-04)は含まない。

25-03 家屋，車庫及びその他の建築物

25-04 階段，はしご及び足場

25-99 その他

第 26 類

照明用機器

26-01 しょく台及び枝付きしょく台

26-02 懐中電灯，手持ちランプ及びランタン

26-03 公共照明備付品，屋外照明，舞台照明

注： 外灯，舞台照明及びサーチライト投射器を含む。

26-04 光源，電気又は非電気によるもの

注： 電球，発光板及び発光管並びにろうそくを含む。

26-05 ランプ，フロアスタンドランプ，シャンデリア，壁面及び天井の照明，写真及び映画の映写機用ランプ

26-06 車両用の発光機器

26-07 照明器具用部品及び付属品，他の類及び小類に含まれないもの

注： 光源，電気又は非電気によるもの(26-04)は含まない。

26-99 その他

第 27 類

たばこ及び喫煙用品

27-01 たばこ，葉巻たばこ及び紙巻きたばこ

27-02 パイプ，シガーホルダー及びシガレットホルダー

27-03 灰皿

27-04 マッチ

27-05 ライター

27-06 葉巻たばこ用容器，紙巻きたばこ用容器，シガレットケース及び刻みたばこ
用入れ

注: a. 包装用容器(第 9 類)は含まない。
b. 電子たばこ用品のためのケースを含む。

27-07 電子たばこ及びその他の電子喫煙用品

27-99 その他

第 28 類

医薬品及び化粧品，洗面室用品及び設備

注: 包装用容器（第 9 類）は含まない。

28-01 医薬品

注: a. 動物用を含む。
b. 小袋入り薬，カプセル，トローチ，ピル及び錠剤形状のものを
含む，また植物用のものも含む。
c. 傷の手当て及び看護のための材料(24-04)は含まない。

28-02 化粧品

注: 動物用を含む。

28-03 洗面室用品及び美容院用機器

注: a. かみそり，散髪又は整髪のための器具及びマッサージ用具を含
む。
b. 化粧用ブラシ及びメイクアップ用ブラシ(04-02)又は動物用毛繕
い用品(30-10)は含まない。
c. 整髪器具及び用具(28-06)は含まない。

28-04 かつら及び美容つけ用具

28-05 芳香剤

28-06 整髪器具及び用具

注: a. 散髪器具を含む。
b. つけ毛(28-04)は含まない。
c. 動物用毛繕い用品(30-10)は含まない。

28-99 その他

第 29 類

防火用，事故防止用及び救命用器具及び設備

29-01 防火用の機器及び器具

- 注: a. 消火器を含む。
b. 消防車（車両）(12-13)，消防ホース及び消防ホース用のノズル(23-01)は含まない。

29-02 事故防止用及び救命用の機器及び器具で，他に明記されていないもの

- 注: a. 動物用の機器及び器具を含む。
b. 事故防止用のヘルメット(02-03)及び事故防止用の衣類(02-02, 02-04 又は 02-06)は含まない。

29-99 その他

第 30 類

動物の世話及び飼育用の物品

- 注: 動物の食料品(第 1 類)又は動物用の医薬品及び化粧品(28-01 又は 28-02)は含まない。

30-01 動物用衣料品

30-02 おり，かご，犬小屋及び類するシェルター

- 注: 建築物(第 25 類)は含まない。

30-03 給餌器及び給水器

30-04 馬具

- 注: 動物用の首輪を含む。

30-05 むち及び突き棒

30-06 動物用寝台，巣及び家具

30-07 とまり木及びその他のかご付属品

30-08 マーカー，付け札及びシャックル

30-09 つなぎ柱

30-10 動物用毛繕い用品

30-11 動物用トイレ及び動物排泄物除去のための器具

30-12 動物用玩具及び訓練機器

30-99 その他

第 31 類

飲食物を調理するための機械及び器具，他で明記されていないもの

注： 飲食物を提供又は調理するための手で扱う家庭用品，器具及び用具(第 7 類)又は包丁，肉の骨を抜くためのナイフ(08-03)は含まない。

31-00 飲食物を調理するための機械及び器具，他で明記されていないもの

第 32 類

グラフィックシンボル及びロゴ，表面模様，装飾，内装及び外装の配置

32-01 グラフィックシンボル及びロゴ，表面模様，装飾

32-02 内装及び外装の配置

注： 物品（内装及び外装）の固定された配置を含む。

* * *